

吉見町農業委員会
委員及び農地利用最適化推進委員
募 集 要 領



平成29年12月

吉見町農業委員会

1 趣 旨

吉見町農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」及び「吉見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例」に基づき次期委員の選任をするため、町民への募集を「吉見町農業委員会の委員の選任に関する要綱」及び「吉見町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」により実施します。

2 応募資格

法律の趣旨に沿って、町の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員としての活動を意欲的に行える者としてします。

3 募集人数

吉見町農業委員会の委員 10名

吉見町農業委員会の農地利用最適化推進委員 8名

(別表の担当区域別に定数のとおり)

4 応募方法

所定の応募用紙により応募してください。(持参・郵送可)

※所定の応募用紙は、農業委員会窓口で配布しています。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

5 提出先

●持参の場合 : 吉見町役場 農業委員会事務局 (庁舎 1階 5番窓口)

●郵送の場合 : 〒355-0192 吉見町大字下細谷 411番地

吉見町役場 農業委員会事務局 宛

※FAX、電子メールでの推薦及び応募は受け付けできません。

6 応募期間

平成29年12月27日(水)から平成30年1月31日(水)まで

※郵送の場合は、期間内必着とします。

7 選考方法

「吉見町農業委員会の委員候補者検討会議設置要綱」及び「吉見町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者検討会議設置要綱」により審査のうえ決定します。

8 委員の任期

吉見町農業委員会の委員：平成30年4月1日から3年間

吉見町農業委員会の農地利用最適化推進委員：委嘱の日から吉見町農業委員会の委員の任期満了日まで

9 委員の業務

吉見町農業委員会の委員の主な業務

- ・農地の権利移動や農地転用、無断転用の防止・解消など農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議
- ・農地利用の集積化、耕作放棄地の発生防止・解消等の農地等の利用の最適化に関する事項についての活動・審議
- ・定例総会への出席
- ・各種研修会等への参加

吉見町農業委員会の農地利用最適化推進委員の主な業務

- ・農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等
- ・農業者や農業者団体等と話し合いを行い、農地利用の集積化、耕作放棄地の発生防止・解消等を図るための調査等
- ・定例総会へ出席しての意見の発言
- ・各種研修会等への参加

10 報酬等

吉見町の条例「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例」により支給します。

1.1 選考結果

本人に通知で連絡します。

1.2 その他

提出された応募用紙は、返却しません。

1.3 情報の公表

推薦を受ける方・推薦する方及び応募した方の情報は、提出書類をもとに記載事項の一部をホームページ等で公表します。

別表

担当区域	区域の範囲	定数
東地区	大字大和田、大字上銀谷、大字谷口、大字下銀谷、大字万光寺、大字荒子、大字飯島新田、大字江和井、大字久保田新田、大字高尾新田、大字蓮沼新田、大字古名新田、大字蚊斗谷、大字古名、大字丸貫、大字北下砂、大字須野子新田、東野一丁目、東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、東野五丁目、東野六丁目	2人
西地区	大字北吉見、大字南吉見、大字久米田、大字和名、大字御所、大字黒岩、大字山ノ下、大字田甲、大字長谷、大字西吉見	2人
南地区	大字下細谷、大字久保田、大字江綱、大字前河内、大字大串	2人
北地区	大字地頭方、大字上砂、大字中曾根、大字松崎、大字本沢、大字上細谷、大字小新井、大字中新井、大字今泉、大字明秋、大字一ツ木	2人